

令和5年第1回定例会

新郷村議会会議録

令和5年 3月 3日 開会

令和5年 3月10日 閉会

新郷村議会

令和5年第1回新郷村議会定例会会議録目次

諸般の報告（令和4年第4回議会定例会閉会（12月5日）後）	1
会期日程	2
陳情文書表	3

第 1 号（3月3日）

議事日程	5
本日の会議に付した事件	5
出席議員	6
欠席議員	6
地方自治法第121条の規定による者の職氏名	6
職務のため出席した者の氏名	7
開会の宣告	8
会議録署名議員の指名	8
会期の決定	8
議案第1号から議案第24号までの上程、説明	9
予算特別委員会の設置について	15
陳情について	16
散会の宣告	16

第 2 号（3月8日）

議事日程	17
本日の会議に付した事件	17
出席議員	17
欠席議員	17
地方自治法第121条の規定による者の職氏名	17
職務のため出席した者の氏名	18

開議の宣告	19
一般質問	19
永野 範英 君	19
滝沢 仁 君	22
稲葉 嘉浩 君	27
細川 真理子 君	32
散会の宣告	35

第 3 号 (3月10日)

議事日程	37
本日の会議に付した事件	38
出席議員	38
欠席議員	38
地方自治法第121条の規定による者の職氏名	38
職務のため出席した者の氏名	39
開議の宣告	40
議案第1号の質疑、討論、採決	40
議案第2号の質疑、討論、採決	40
議案第3号の質疑、討論、採決	41
議案第4号の質疑、討論、採決	42
議案第5号の質疑、討論、採決	42
議案第6号の質疑、討論、採決	43
議案第7号の質疑、討論、採決	43
議案第8号の質疑、討論、採決	44
議案第9号の質疑、討論、採決	45
議案第10号の質疑、討論、採決	45
議案第11号の質疑、討論、採決	46
議案第12号の質疑、討論、採決	46

議案第13号の質疑、討論、採決	47
議案第14号の質疑、討論、採決	48
議案第15号の質疑、討論、採決	48
議案第16号の質疑、討論、採決	49
議案第17号から議案第24号までの委員長報告、質疑、討論、採決	49
議案第25号の上程、説明	50
議案第25号の質疑、討論、採決	51
議案第26号の上程、説明、質疑、討論、採決	51
陳情審査報告の委員長報告、質疑、討論、採決	52
議員派遣の件について	53
委員会の閉会中の継続調査について	54
村長挨拶	54
閉会の宣告	55
署名議員	63

諸般の報告（令和4年第4回議会定例会（令和4年12月5日）後）

令和5年3月3日（金）

◎ 議決結果の報告

- 12月10日、令和4年第4回議会定例会の議決を経た議案を、地方自治法第16条第1項、第123条第4項及び第219条第1項の規定により村長に送付。

◎ 監査の報告受理

- 12月21日、1月23日及び2月22日、監査委員から例月出納検査の報告を受理。

◎ 系統議長会関係

- 1月13日、青森県町村議会議長会理事会出席。
- 2月15日、三戸郡町村議会議長会定期総会出席。
- 2月27日、青森県町村議会議長会定期総会出席。

会 期 日 程

令和5年第1回新郷村議会定例会会期日程

月 日	曜日	種 別	内 容	開議時間
3 月 3 日	金	本会議	議案一括上程、提案理由説明 予算特別委員会（委員長、副委員長の互選）	午前10時 本 会 議 後
3 月 4 日	土	休 会	議案熟考	
3 月 5 日	日	休 会	議案熟考	
3 月 6 日	月	委員会	各委員会	
3 月 7 日	火	休 会	議案熟考	
3 月 8 日	水	本会議	一般質問	午前10時
3 月 9 日	木	委員会	予算特別委員会（一般会計・特別会計）	午前10時
3 月 10 日	金	本会議	委員長報告、議案審議	午前10時

陳情文書表

令和5年第1回新郷村議会定例会

陳情 番号	受理 番号	受 理 年 月 日	陳 情 の 趣 旨	陳 情 者 の 住 所 氏 名	付 託 委 員 会
1	1	令 和 5 年 2 月 2 1 日	民主主義・立憲主義の基盤 である思想・良心の自由、請 願権等を守る為の陳情	青森県青森市	総 務 常 任 委 員 会

第 1 日 (3月3日)

令和5年第1回新郷村議会定例会

令和5年3月3日（金曜日）午前10時00分開会

議事日程（第1号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
 - 日程第 2 会期の決定について
 - 日程第 3 議案第1号から議案第24号まで（村長提出・提案理由説明）
 - 日程第 4 予算特別委員会の設置について
 - 日程第 5 陳情について
-

本日の会議に付した事件

- 議案第 1号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
「令和4年度新郷村一般会計補正予算（第7号）」
- 議案第 2号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び青森県市町村総合事務組合の規約の変更について
- 議案第 3号 新郷村税条例の一部を改正する条例案について
- 議案第 4号 新郷村定住促進住宅設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案について
- 議案第 5号 新郷村若者定住促進住宅設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案について
- 議案第 6号 新郷村道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例案について
- 議案第 7号 新郷村立公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案について
- 議案第 8号 新郷村文化財保護条例の全部を改正する条例案について
- 議案第 9号 令和4年度新郷村一般会計補正予算（第8号）案について
- 議案第10号 令和4年度新郷村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）案について
- 議案第11号 令和4年度新郷村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）案について
- 議案第12号 令和4年度新郷村介護保険特別会計補正予算（第4号）案について

- 議案第13号 令和4年度新郷村国民健康保険診療所特別会計補正予算（第5号）案について
- 議案第14号 令和4年度新郷村簡易水道特別会計補正予算（第3号）案について
- 議案第15号 令和4年度新郷村特定環境保全公共下水道特別会計補正予算（第3号）案について
- 議案第16号 令和4年度新郷村農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）案について
- 議案第17号 令和5年度新郷村一般会計予算案について
- 議案第18号 令和5年度新郷村国民健康保険特別会計予算案について
- 議案第19号 令和5年度新郷村後期高齢者医療特別会計予算案について
- 議案第20号 令和5年度新郷村介護保険特別会計予算案について
- 議案第21号 令和5年度新郷村国民健康保険診療所特別会計予算案について
- 議案第22号 令和5年度新郷村簡易水道特別会計予算案について
- 議案第23号 令和5年度新郷村特定環境保全公共下水道特別会計予算案について
- 議案第24号 令和5年度新郷村農業集落排水事業特別会計予算案について

出席議員（8名）

1番	稲葉嘉浩君	2番	永野範英君
3番	才神幸男君	4番	横道一男君
5番	村岡和俊君	6番	滝沢仁君
7番	細川真理子君	8番	福山恵一郎君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定による者の職氏名

村長	櫻井雅洋君	副村長	横田堅悦君
教育長	岡田稔君	総務課長	高村郁子君
会計管理者	桜井真紀子君	企画商工 観光課長	櫻臺博明君
農林課長	高見憲一君	建設課長	福山徹君

税 務 課 長	戸 田 ひとみ 君	住 民 課 長	中 鶴 間 淳 子 君
厚 生 課 長	沢 口 くみ子 君	診 療 所 事 務 長	工 藤 勝 志 君
教 育 委 員 会 長	福 山 佐 登 志 君		
総 務 課 長			

職務のため出席した者の氏名

議 事 局 会 長	本 間 由 美 子 君	主 査	福 山 拓 史 君
-----------	-------------	-----	-----------

◎開会の宣告

○議長（福山恵一郎君） 定足数に達していますので、令和5年第1回新郷村議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

これから諸般の報告をいたします。

報告事項については、お手元に配付した資料のとおりであります。

これで諸般の報告を終わります。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

(午前10時02分)

◎会議録署名議員の指名

○議長（福山恵一郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、永野範英君、才神幸男君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（福山恵一郎君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

会期の日程等については、議会運営委員会の審議の結果、お手元に配付のとおりであります。この際、議会運営委員長から報告を求めます。

委員長、滝沢仁君。

○議会運営委員長（滝沢 仁君） おはようございます。

ご報告いたします。

議会運営委員会において審議した結果は、お手元に配付してあります会期日程表のとおりであります。本日から3月10日までの8日間といたします。

以上、報告を終わります。

○議長（福山恵一郎君） ただいまの委員長の報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（福山恵一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は委員長報告のとおり本日から3月10日までの8日間と決定いたしました。

◎議案第1号から議案第24号までの上程、説明

○議長（福山恵一郎君） 日程第3、議案第1号から議案第24号までの議案24件を一括上程いたします。

村長から提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（櫻井雅洋君） おはようございます。

令和5年第1回新郷村議会定例会提案のご説明を申し上げます。

本日ここに、令和5年第1回新郷村議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位にはご多忙の折、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございました。

開会に当たり、本定例会に提案しております議案の概要についてご説明を申し上げ、ご審議の参考に供したいと存じます。

さて、今年度も残すところ1か月となりました。議員の皆様には行政運営に特段のご指導、ご協力を賜り、誠にありがとうございました。また、職員の方々には、コロナ感染対応を講じながらの業務遂行に、心から感謝するものであります。

計画しております事業も順調に推移しており、今後は義務的経費執行の業務が主で、次年度の財源となるよう歳出節減を意識し、業務遂行に努めてまいりたいと思っております。

今年度も、昨年度同様に地方交付税が増額され、新型コロナワクチン接種補助金やコロナ感染対応特別交付金などの支援金を活用し、公共施設の改修や住民生活の支援、学校設備の充実、農家支援などに対応し、当初予算を約3億8,000万円余り増額し、住民が安心して暮らせるよう取り組んでまいりました。

青森県では7月、12月に1日当たり2,000人を超える感染者数でありましたが、インフルエンザ流行後は数百人となり、最近では2桁台と大幅に減少し、地域経済も徐々に上向きになっているように感じられます。当村で、発熱外来の受診は大幅減少しておりますが皆無で

はなく、新たなオミクロン株対応のワクチン接種率は80.7%となっております。今後は、5歳から13歳まで2価ワクチン接種や一般希望者には五戸総合病院での対応となります。

今、国会ではコロナ対応について議論をしておりますが、村として国の対応に準じて早急に対策を講じてまいります。そして、一日も早い収束を願うものです。そのために、村民一人一人が新しい生活様式に基づく行動に徹していただきたいとお願いするものであります。

また、世界情勢により燃料、資材、物価等が高騰し、農業経営や企業経営、住民の家計を圧迫し、生活に支障を来しております。今年度も様々な支援策を講じてきたものの、村の財政を鑑みると十分と言えないが、少しでも負担軽減になればと思っております。

そういった背景での5年度も、農林畜産業の推進を第一に、高齢者によるキノコ栽培の推進、環境基盤整備と移住・定住の促進、学校教育の充実と観光資源を有効活用し、誘客促進、特産品の開発などに重点を置き諸施策推進に努め、未来に残る村づくりを目指し、議員皆様方と共に村発展のため協力をし、歩んでまいりたいと思っておりますので、なお一層のご理解をよろしくお願い申し上げます。

それでは、提案いたしました議案24件についてご説明申し上げます。

議案第1号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについては、令和4年度新郷村一般会計補正予算（第7号）であります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ440万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31億7,400万8千円といたしました。

歳入の主なる内容は、18款繰入金、2項基金繰入金でいきいき新郷むらづくり基金440万円を追加しております。

歳出の主なる内容は、2款総務費、7項企画振興費で報償費のふるさと納税返礼品365万円、委託料75万円をそれぞれ追加しております。

議案第2号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び青森県市町村総合事務組合の規約の変更については、令和5年6月1日から構成団体に八戸市を加入させること並びに共同処理する事務のうち、市町村税等の滞納整理に関する事務に八戸市及び十和田市を加えることから、青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び青森県市町村総合事務組合規約の変更について、関係地方公共団体と協議する必要が生じたので、地方自治法第286条第1項及び同法第290条の規定に基づき、議会の議決を要するため提

案するものであります。

議案第3号 新郷村税条例の一部を改正する条例案については、令和5年度から地方税共通納税システム対象税目の拡大に伴い、納税通知書の仕様が変更されるため提案するものであります。

議案第4号 新郷村定住促進住宅設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案については、新郷村定住促進住宅に係る入居者資格を改めるため提案するものであります。

議案第5号 新郷村若者定住促進住宅設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案については、新郷村若者定住促進住宅に係る住宅の検査を改めるため提案するものであります。

議案第6号 新郷村道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例案については、道路法施行令の改正により、道路占用料の改正を行う必要が生じたため提案するものであります。

議案第7号 新郷村立公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案については、田茂代地区公民館を廃止することに伴い、新郷村立公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正するため提案するものであります。

議案第8号 新郷村文化財保護条例の全部を改正する条例案については、新郷村文化財保護条例（昭和36年新郷村条例第128号）の根拠法令である文化財保護法（昭和25年法律第214号）との整合性を図るため改正するものであります。

議案第9号 令和4年度新郷村一般会計補正予算（第8号）案についてであります。既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7,673万4千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億9,727万4千円といたしました。

歳入の主なるものについて申し上げます。

10款地方交付税で3,204万6千円を追加しております。

14款国庫支出金、1項国庫負担金で施設型給付費国庫負担金1,197万円を減額し、2項国庫補助金で学校保健特別対策事業費補助金90万円、令和4年度公立学校情報機器整備費補助金22万5千円をそれぞれ追加しております。

15款県支出金、1項県負担金で施設型給付費県負担金598万5千円を減額し、2項県補助金で農地利用最適化交付金59万9千円を追加しております。

17款寄附金でふるさと納税寄附金3,411万円を追加しております。

歳出の主なるものについて申し上げます。

2 款総務費、1 項総務管理費で、館神地区倉庫解体工事請負費 1 6 5 万円、いきいき新郷むらづくり基金 3, 7 2 1 万 5 千円、7 項企画振興費で移住・定住促進対策費の修繕費 2 6 0 万円をそれぞれ追加しております。

3 款民生費、1 項社会福祉費で介護保険特別会計の繰出金 6 0 8 万 5 千円を減額し、総合福祉センター管理運営費光熱水費 3 0 0 万円を追加し、2 項児童福祉費で施設型給付費 1, 8 9 4 万 3 千円を減額しております。

4 款衛生費、1 項保健衛生費で診療所特別会計への繰出金 5 0 1 万 6 千円を減額し、保健衛生費総務費の出産・子育て応援ギフト 4 0 万円、予防費の返還金等 1 0 8 万円、2 項水道費で簡易水道特別会計への繰出金 1 3 7 万円をそれぞれ追加しております。

6 款農林水産業費、1 項農業費で農地利用効率化等支援交付金 8 6 7 万 4 千円を減額し、農地利用最適化交付金事業費の委員報酬 5 9 万 9 千円、2 項林業費で森林環境保全事業費の農林業振興基金 2 1 5 万円、3 項農林開発費で農林開発総務費の中山間地域総合整備事業負担金 7 5 0 万円をそれぞれ追加しております。

8 款土木費、1 項土木管理費で特定環境保全公共下水道特別会計への繰出金 1 1 2 万円を追加しております。

1 0 款教育費、2 項小学校費で学校備品等 5 0 万円、3 項中学校費で学校備品等 1 1 0 万 8 千円、4 項奨学金で教育振興基金 1 3 2 万円をそれぞれ追加しております。

1 1 款災害復旧費、2 項公共土木施設災害復旧事業費で道路・河川土砂排土等委託料 1 0 0 万円を追加しております。

議案第 1 0 号 令和 4 年度新郷村国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）案についてですが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 5 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 億 8, 8 7 4 万 2 千円といたしました。

議案第 1 1 号 令和 4 年度新郷村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）案についてですが、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 6 1 6 万 6 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8, 5 9 4 万 2 千円といたしました。

議案第 1 2 号 令和 4 年度新郷村介護保険特別会計補正予算（第 4 号）案についてですが、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 4, 3 7 1 万 1 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 億 7, 6 8 1 万円といたしました。

議案第13号 令和4年度新郷村国民健康保険診療所特別会計補正予算（第5号）案についてですが、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ453万7千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,922万円といたしました。

議案第14号 令和4年度新郷村簡易水道特別会計補正予算（第3号）案についてですが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ137万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,910万7千円といたしました。

議案第15号 令和4年度新郷村特定環境保全公共下水道特別会計補正予算（第3号）案についてですが、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,288万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,357万9千円といたしました。

議案第16号 令和4年度新郷村農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）案についてですが、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ54万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,743万7千円といたしました。

議案第17号 令和5年度新郷村一般会計予算案についてですが、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ25億100万円と決めました。前年度と比較して2億8,460万円、10.2%の減となっております。

歳入の主なるものについて申し上げます。

1 款村税2億6,016万5千円、2 款地方譲与税5,982万6千円、7 款地方消費税交付金5,000万円、10 款地方交付税14億1,000万円を見込んでおります。

13 款使用料及び手数料は3,509万1千円で、新郷温泉館入浴料が主なるものであります。

14 款国庫支出金は1億4,152万3千円で、障害者自立支援等給付費、社会資本整備総合交付金、道路メンテナンス補助金が主なるものであります。

15 款県支出金は1億4,971万3千円で、障害者自立支援等給付費、施設型給付費県負担金、中山間地域等直接支払交付金事業補助金が主なるものであります。

18 款繰入金は2億7万2千円で、財政調整基金繰入金、いきいき新郷むらづくり基金繰入金、減債基金繰入金が主なるものであります。

20 款諸収入は5,938万8千円で、森林整備センター受託事業収入、原子力施設立地振興対策事業助成金が主なるものであります。

21款村債は6,930万円で、橋梁整備事業債、村道改良整備事業債、特別支援教育支援員配置事業債が主なるものであります。

次に、歳出の主なるものについて申し上げます。

1款議会費で、議員報酬、職員給与及び共済負担金等の人件費が主なるもので、その額を5,311万8千円と決めました。

2款総務費では、財務会計システム更新等委託料750万円、キャッシュレス決済システム導入委託料41万6千円、税システム等リース料及び利用料1,739万8千円、戸籍総合システムブックレスクラウドサービス使用料553万8千円、選挙費で995万7千円、みずばしょう号購入費1,204万8千円、共同受信設置更新工事費1,800万円、地域おこし協力隊推進事業費1,260万円が主なるもので、その他人件費がほとんどで、その額を4億5,847万3千円と決めました。

3款民生費では、村社会福祉協議会補助金778万7千円、介護保険特別会計への繰出金1億338万1千円、障害者自立支援給付費5,983万5千円、国保特別会計への繰出金3,832万6千円、後期高齢者医療特別会計への繰出金6,172万7千円、施設型給付費6,200万円、児童手当1,950万円が主なるもので、その額を4億9,288万5千円と決めました。

4款衛生費で、診療所特別会計への繰出金4,631万8千円、予防接種等委託料504万5千円、十和田地域広域事務組合負担金2,002万9千円、癌検診等委託料406万7千円、簡易水道特別会計への繰出金3,498万8千円が主なるもので、その額を1億5,284万円と決めました。

6款農林水産業費では、産業用無人ヘリコプター導入事業補助520万円、農地利用効率化等支援交付金867万4千円、新郷村優良繁殖雌牛導入保留奨励事業480万円、中山間地域等直接支払事業交付金5,027万5千円、有機資源センター新郷指定管理料1,850万円、除間伐等委託費1,100万円、通作条件整備負担金1,775万円、中山間地域総合整備事業負担金2,025万円、農業集落排水事業特別会計への繰出金2,308万6千円が主なるもので、その額を3億223万3千円と決めました。

7款商工費では、間木ノ平グリーンパーク指定管理料4,300万円、五戸町・新郷村地域商店街活性化事業助成金691万3千円、間木ノ平地区公園整備費1,965万円、温泉事業

管理運営費7, 144万5千円が主なるもので、その額を1億6, 629万6千円と決めました。

8款土木費では、特定環境保全公共下水道特別会計への繰出金1億2, 301万7千円、道路台帳作成業務委託800万円、道路維持工事請負費1, 300万円、道路改良事業測量設計委託料等500万円、道路改良事業工事請負費6, 500万円が主なるもので、その額を2億8, 945万6千円と決めました。

9款消防費では、団員報酬1, 600万円、八戸地域広域事務組合負担金7, 485万6千円が主なるもので、その額を1億887万9千円と決めました。

10款教育費では、特別支援教育支援員報酬等1, 875万2千円、新郷村子育て世代サポート祝金220万円、社会教育施設管理費1, 452万6千円、学校給食費2, 979万1千円が主なるもので、その額を1億7, 811万8千円と決めました。

11款災害復旧費で、農地・水路土砂排土等委託料150万円、道路・河川土砂排土等委託料100万円が主なるもので、その額を530万円と決めました。

12款公債費では、長期債元金償還金2億8, 200万円、長期債利子償還金等840万円が主なるもので、その額を2億9, 040万円と決めました。

13款予備費では、300万円を計上しております。

以上が令和5年度一般会計予算案の概要であります。

議案第18号 令和5年度新郷村国民健康保険特別会計予算案についてであります。歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ3億3, 582万3千円と決めました。前年度と比較いたしまして5, 998万5千円の減となり、マイナス15.2%となっております。

議案第19号 令和5年度新郷村後期高齢者医療特別会計予算案についてであります。歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ8, 455万7千円と決めました。前年度と比較いたしまして562万7千円の減となり、マイナス6.2%となっております。

議案第20号 令和5年度新郷村介護保険特別会計予算案についてであります。歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ5億1, 461万4千円と決めました。前年度と比較いたしまして1, 151万3千円の増となり、プラス2.3%となっております。

議案第21号 令和5年度新郷村国民健康保険診療所特別会計予算案についてであります。歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ9, 958万9千円と決めました。前年度と比較いた

しまして112万7千円の増となり、プラス1.1%となっております。

議案第22号 令和5年度新郷村簡易水道特別会計予算案についてであります。歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ5,574万円と決めました。前年度と比較いたしまして311万9千円の増となり、プラス5.9%となっております。

議案第23号 令和5年度新郷村特定環境保全公共下水道特別会計予算案についてであります。歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1億6,261万4千円と決めました。前年度と比較いたしまして1,103万5千円の増となり、プラス7.3%となっております。

議案第24号 令和5年度新郷村農業集落排水事業特別会計予算案についてであります。歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ2,486万7千円と決めました。前年度と比較いたしまして9万円の増となり、プラス0.4%となっております。

以上、提案いたしました議案について、その概要をご説明申し上げましたが、議事の進行に伴い質問に応じ、本職をはじめ関係者から詳細にご説明申し上げたいと思います。

何とぞ慎重ご審議の上、原案どおり御議決賜りますようお願い申し上げます。

なお、字句、また数字等の読み違いについては、議長において訂正願いたいと思います。

◎予算特別委員会の設置について

○議長（福山恵一郎君） 日程第4、予算特別委員会の設置についてを議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま提案されております議案第17号から議案第24号までの8件は、令和5年度新郷村一般会計予算案及び特別会計予算案であります。

この当初予算案を審議するため、議員全員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（福山恵一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第17号から議案第24号までを審議するため、議員全員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託することに決定しました。

予算特別委員会の委員長及び副委員長の互選についての委員会を開催するため、口頭をもって予算特別委員会を招集いたします。

本会議終了後、直ちに会議室において予算特別委員会を開催します。ご了承願います。

◎陳情について

○議長（福山恵一郎君） 日程第5、陳情についてを議題といたします。

お手元に配付しております陳情1件は、総務常任委員会に付託であります。

◎散会の宣告

○議長（福山恵一郎君） 以上をもって本日の議事日程は終了しました。

来る3月8日は午前10時から会議を開きます。

本日はこれで散会します。

ご苦労さまでした。

(午前10時42分)

第 2 日 (3月8日)

令和5年第1回新郷村議会定例会

令和5年3月8日（水曜日） 午前10時00分開議

議事日程（第2号）

日程第 1 一般質問

永野範英君

滝沢 仁君

稲葉嘉浩君

細川真理子君

本日の会議に付した事件

議事日程第2号に同じ

出席議員（8名）

1番	稲葉嘉浩君	2番	永野範英君
3番	才神幸男君	4番	横道一男君
5番	村岡和俊君	6番	滝沢仁君
7番	細川真理子君	8番	福山恵一郎君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定による者の職氏名

村長	櫻井雅洋君	副村長	横田堅悦君
教育長	岡田稔君	総務課長	高村郁子君
会計管理者	桜井真紀子君	企画商工 観光課長	櫻臺博明君
農林課長	高見憲一君	建設課長	福山徹君

税務課長 戸田 ひとみ 君 住民課長 中鶴間 淳子 君
厚生課長 沢口 くみ子 君 診療所事務長 工藤 勝志 君

職務のため出席した者の氏名

議 務 局 会 長 本 間 由美子 君 主 査 福 山 拓 史 君

◎開議の宣告

○議長（福山恵一郎君） おはようございます。

定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

(午前10時00分)

◎一般質問

○議長（福山恵一郎君） 日程第1、一般質問を行います。

◇ 永野 範 英 君

○議長（福山恵一郎君） 質問の通告がありますので、順次発言を許します。

2番、永野範英君。

○2番（永野範英君） おはようございます。

議席番号2番、永野でございます。

議長のお許しをいただきましたので、通告書に基づきまして2点ほど質問をさせていただきます。

まずは、2月6日、トルコ・シリア国境付近で発生した大地震で亡くなられた方々、そのご家族に心から哀悼の意を表すとともに、被災されました多くの方々にお見舞いを申し上げます。

それでは、1点目でございますが、防犯灯電気料金についてであります。

防犯灯電気料金の常会への支援について、村長より伺います。

東北電力は、昨年11月24日に家庭向けの規制電気料金について、今年4月から平均で3.94%値上げすることを経済産業省に申請したと発表しました。燃料価格が高騰しており、2年連続の純損失となる見通しで、このままでは電力の安定供給に影響を及ぼしかねないためとしております。

犯罪を防止し、村を明るくするため、村内各常会で管理している防犯灯の電気料金も当然高騰します。ある常会長の方は、常会予算の3割から4割ぐらいが電気料金になる可能性があると言っておりました。コロナ禍で活動が抑制され、電気料で常会会計は圧迫されております。

世帯数も減少し、常会各家庭の負担も多くなるし、集落内の各行事運営にも支障が出る。対策として、蛍光灯の数を減らすなどの対策もしなければならないなどとも言うておりました。しかしながら、昨今の特殊詐欺、広域強盗団など、凶悪犯罪を考えますと、防犯灯の数を減らすことは絶対にあってはならない。防犯灯が明るくともり、安心・安全な生活環境を保つためには、常会への支援対策が必要であります。

そこで、伺います。

各常会で管理している防犯灯の電気料金について支援対策を考えているのか。村長より伺いたい。

次に、2点目でございますが、森林保全についてであります。

外国資本による森林等買収の実態について、村長より伺います。

国土の3分の2を占める森林は、木材の供給、国土保全、水源の涵養、地球温暖化防止など、国民が豊かな生活を送る上で大切な役割を果たしております。

しかしながら、この大切な資源を外国資本による森林買占めが目立っていると聞いております。最近、当村でも、近隣市町村でも、特に森林の伐採が目立つようになりました。国土交通省、林野庁によりますと、平成18年から令和元年まで、全国で264件、2,305ヘクタールの森林が外国人や外国法人に取得されているとのこと。

そこで、伺います。

当村の総面積の80%が森林などです。当村での外国資本による森林などの買収実態はあるのかどうか、村長より伺いたい。

以上、2点の答弁をお願いし、再質問は自席にて行います。

○議長（福山恵一郎君） 村長。

○村長（櫻井雅洋君） おはようございます。

それでは、2番、永野議員の防犯灯電気料金についてのご質問にお答えいたします。

防犯灯電気料金の常会への支援についてですが、常会の要望により街灯を設置してまいりました。その後、LED化の進展に伴い、以前、企画商工観光課で行っていた集落活動支援事業を活用し、LED化に切り替え、電気料金削減に少しはお役に立てていただいたのかと思っております。また、集会所の固定資産税、水道料金、下水道料金の減免等も行っており、支援策は現在も実施されております。

現在、役場では、常会で支払われている防犯灯電気料金の実態把握はできておりません。支援を検討する際には、実情を把握する必要があるため、各常会から防犯灯や街灯、集会所等の電気料金を詳細に調査していきたいと思っております。

公共施設の電気料金も大幅に高騰しております。財政的に可能であれば、公平な支援策を検討してまいりたいと思っております。

次に、外国資本による森林等買収の実態についてですが、外国資本による森林等売買の話のうわさを耳にしたことがあります。当村における大規模売買は届出、そして開発においては許可が必要であり、その実績を調査したところ、不審な取引の実態は確認されず、問合せもない状況であります。

以上、永野議員の質問の答弁とさせていただきます。

○議長（福山恵一郎君） 2番。

○2番（永野範英君） 森林保全についてでございますけれども、森林買収実態がないということでしょうか。

日本の不動産が外国資本に買収されることが指摘されるようになりましてから、10年以上がたつと思いますけれども、日本には外国資本の不動産売買を規制する規則などがないというふうに従っておりますけれども、外国人からいたしますと、不動産買収というのは商業行為であるというふうなことを主張しているということでございます。

そこで、伺いいたしますけれども、外国資本の買収について取り締まる手だてではないのか、事前の届出を求める条例を自治体独自に制定することができないのか、今、分かりましたらお知らせください。分からなければ、後でも結構でございます。お願いします。

○議長（福山恵一郎君） 村長。

○村長（櫻井雅洋君） 届出については、条例とか何とかでなくて、法律で定められているということですので、その辺で対処していかなければならないなと思っております。

以上です。

○議長（福山恵一郎君） いいか。2番。

○2番（永野範英君） 外国資本による森林買収についてでございますけれども、今、思い出しましたけれども、10年前なんですけれども、平成24年の12月だったと思いますけれども、元林野庁で森林管理署戸来森林事務所に昭和53年から2年間担当区として勤務されてお

りました平野秀樹さんという方が、美郷館におきまして、「むらづくりを語る会」という会議で講演をしております、そのときに外資による森林の買収とか、リラックス効果がある森林セラピーについて講演をした記憶がございますけれども、そのあたりから平野さんという方はもう危機感を持っておったんですけれども、外国資本を妨げるということは非常に難しいとは思いますが、どうか外資から森林資源を、これからもどうか守っていただきたいというふうに考えております。

次に、防犯灯電気料金への常会への支援についてでございますけれども、夜間における犯罪の発生を防止するため、それから公衆の通行安全を図るため、そしてまた各常会、各家庭の負担を軽減するためにも、常会への支援は必要であるというふうに考えております。安全で安心して暮らせる村づくり実現のために、ぜひとも支援していただくようお願いをするものであります。

本日は、防犯灯電気料金の常会への支援について、外国資本による森林等買収の実態についての2点を質問をさせていただきました。今後とも、櫻井村長の行政手腕にご期待を申し上げまして、私の一般質問を終わらせていただきます。終わります。

○議長（福山恵一郎君） 以上で永野範英君の一般質問を終わります。

◇ 滝 沢 仁 君

○議長（福山恵一郎君） 次に、6番、滝沢仁君。

○6番（滝沢 仁君） おはようございます。

6番、滝沢、一般質問に入らせていただきます。

1件目、今後の水道事業について伺います。

青森県は、2月21日、県内の公営水道事業を6地区に分けて広域連携する県水道広域化推進プラン（案）を公表しています。2025年までに事業統合した場合、費用の削減や交付金の受給による全体の効果額は69年度まで45年間で550億円に上ると試算し、各地域で開かれている議論のたたき台にしてもらおうと考えているとのこと。

新郷村の簡易水道、大畑、西越、金ヶ沢、間明田、堂ヶ前、田中、長峯、鹿田の各簡易水道の経過年数を伺います。

また、青森県三八地区水道事業広域連携推進任意協議会に村長も構成員として参加している

ようですが、令和4年からの進捗状況と村長の今度の水道事業に対する考え方を伺いたいと思います。また、担当課長にもお願いいたします。

2件目ですが、地方創生移住支援についてですが、2月24日のデーリー東北の紙面で、地方移住を支援するNPO法人ふるさと回帰支援センター（東京）は、2月23日、2022年に窓口やセミナー参加などで受け付けた移住相談件数が、2年連続で最多を更新したと発表しました。

全国的に地方移住が広がる中、政府は2023年度予算において、地方創生支援を拡充し、内閣官房長は2022年12月のデジタル田園都市国家構想総合戦略において、テレワークの普及などデジタル力を活用して地方再生を加速させようとしています。

また、地方では、宮城県七ヶ宿町で、地域の担い手になる人材として移住する場合、木造2階建ての住宅を月3万5千円で借りることができ、当該住宅に20年入居すれば無償で住居及び土地を譲渡する等、当村でやった事業を参考にしたようなことをして移住を呼びかけているようです。

そこでですが、移住への考え方を伺います。

1つ目、移住者を迎え入れるためのPR活動はしているのか。

2つ目、移住体験や地域とのマッチングイベントを行ってはどうか。

3つ目、移住者への心理的サポートができる相談体制はできているのか。

4つ目、地域コミュニティー（常会など）との付き合い方、また地域コミュニティー側への説明をしているのか。

村長、また担当課長から以上を伺いたいと思います。

なお、再質問は自席にて行わせていただきます。

○議長（福山恵一郎君） 村長。

○村長（櫻井雅洋君） 6番、滝沢議員の新郷村各簡易水道の経過年数と、水道広域連携の進捗状況についてのお答えをいたします。

まず、今後の水道事業についてですが、令和4年2月28日に全員協議会において、青森県三八地区における水道事業広域連携の件と協議についてご説明をいたしましたところです。令和4年5月18日に八戸圏域水道企業団、三戸町、五戸町、田子町、新郷村の5事業体で結成されました青森県三八地区水道事業広域連携推進任意協議会の中で構成員となっており、組織

会を開催したところであります。協議会の下部組織から調査されている内容、また様々なデータ等の報告を受けた上で、これからの在り方について協議していくこととなっておりますので、本格的な議論になっていません。

今後、協議会から受けた内容やデータを基に、議会と協議した上で考えを示していきたいと考えております。

新郷村簡易水道の経過年数及び青森県三八地区水道事業広域連携推進任意協議会の進捗状況の詳細については、担当課長より説明させていただきます。

次に、地方創生の移住支援についてですが、当村では空き家対策を含め、移住・定住に取り組んでいるところであります。移住支援費補助金や空家等利活用事業費補助金の予算を計上し、移住者への助成を図っているところですが、移住した後の仕事の確保が難しいとの理由により、なかなか希望者が集まらないのが現状であります。

今後は、ホームページや情報誌等を利用し、新郷村のPRに努めることや、青森県及び八戸圏域連携中枢都市圏主催の首都圏での相談会などを通じて、移住・定住の促進を図っていきたいと考えております。

個別の質問については、また担当課長より説明させていただきます。

○議長（福山恵一郎君） 建設課長。

○建設課長（福山 徹君） 6番、滝沢議員の質問についてお答えいたします。

まず、新郷村簡易水道の経過年数についてですが、大畑浄水場は16年、西越浄水場は39年、金ヶ沢浄水場は25年、間明田浄水場は19年、堂ヶ前浄水場は23年、田中浄水場は23年、長峯浄水場は20年、扇ノ沢浄水場は17年となっております。

次に、青森県三八地区水道事業広域連携推進任意協議会の進捗状況についてお答えいたします。

この協議会では、5事業体の長が構成員となり、その下部組織に検討部会と分科会が設置されております。分科会では、管理経営部門及び技術部門と細分化し、部門ごとに現状、課題、目標設定、広域連携の実現の可能性等に関わる分析、立案を行っています。ここでまとめられたことが、5事業体の担当課長で構成される検討部会に報告されます。検討部会では、広域に向けたより細かな内容を協議し、その内容を構成員へ報告いたします。構成員は、広域に向けた最終的な方向性を協議するといった流れになっております。

令和4年度は、分科会での作業が主となっており、構成団体の水道事業に関わる全ての内容を調査し、データ化するといった作業を行っている最中です。令和5年度以降は、広域化へ向けた具体的な協議に入っていくこととなります。

以上、滝沢議員の答弁とさせていただきます。

○議長（福山恵一郎君） 企画課長。

○企画商工観光課長（櫻臺博明君） 6番、滝沢議員の移住についての質問にお答えします。

まず、1番、移住者を迎えるためのPR活動をしているかということですが、ホームページや情報誌等の利用や、青森県及び八戸圏域連携中枢都市圏主催の首都圏での相談会などに参加し、PR活動を展開しております。

次に、2番、移住体験や地域とのマッチングイベントを行ってはどうかということですが、いきなり移住をして地域とのトラブルがあったという他町村の事例を聞きますので、移住体験というのは重要だと考えております。機会を見て、開催を検討していきたいと思っております。

3番、移住者への心理的サポートできる体制はできているかですが、現在、まだそういう体制はありません。他町村の先進事例を参考に、体制構築を目指していきたいと思っております。

4番、地域コミュニティー（常会など）との付き合い方、また地域コミュニティー側への説明会はしているかですが、現状、職員が個別に対応しておりますけれども、説明会形式の開催実績はありません。必要に応じて、開催を検討していきたいと思っております。

以上、滝沢議員の質問にお答えしました。

○議長（福山恵一郎君） 6番。

○6番（滝沢 仁君） ただいま答弁にありました移住者へのマッチングイベント、またコミュニティーとの付き合い方等に他町村の先進事例とかとありましたが、私、資料を準備していますので、議長、配付してもよろしいでしょうか。

○議長（福山恵一郎君） 暫時休憩します。

（午前10時23分）

○議長（福山恵一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時24分）

○議長（福山恵一郎君） 6番。

○6番（滝沢 仁君） もうちょっと読んでもらいたいんだけど。

○議長（福山恵一郎君） 何を。

○6番（滝沢 仁君） 資料、まだ読めてないと思うんで、もう少し時間取ってもらえませんか。

○議長（福山恵一郎君） それでは、暫時休憩します。

（午前10時24分）

○議長（福山恵一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時26分）

○議長（福山恵一郎君） 6番。

○6番（滝沢 仁君） まず、簡易水道の件についてお伺いします。

大畑16年とか、その前に鹿田簡易水道で言い方は間違いはないでしょうか。大丈夫、分かりました。

大畑16年、西越39年と、一番新しいところで鹿田17年となっておりますが、水道の法定耐用年数は40年となっております。西越39年という、法定耐用年数にもう明日、すぐ近い未来にもう来ています。こういったこと、また老朽化、自然災害等で修繕が必要になったときに、現在でも一般会計からの繰入金で6割を超えています。今後この水道、39年たっている西越、堂ヶ前、田中、ここら辺23年、もうすぐ7年後とかとなってきますが、これを村単独でやっていけるものなのかどうなのか。また、八戸圏域水道企業団に加入していない当村としては、この機会に広域連携に参加していかないと取り残されるようなことはないのかを伺います。

そして、移住・定住の件ですが、これ「池田暮らしの七か条」とありまして、これ少し前からネット、また先ほど同僚議員からも聞きましたが、NHKの放送でもあったそうです。ちょっと過激かなという意見が多くて、例えば第2条、草刈り機は必需品です、回を重ねて使い込むことで技術上達が図れますとか、このことを「面倒だ」「うっとうしい」と思う方は、池田暮らしは難しいです等々、挑発的な言葉が並び、世間の批判を浴びているようですが、確かに移

住者との付き合い方も個人の問題ですので難しい面はあると思いますが、そこら辺の何ていうか、ケアというかを、また常会側、とある地域ではあまり受け入れた側としてよくない評判があったりしますが、そういうことに、地域との付き合い方について難しいと思いますが、今のところどういうふうなことをしているか、伺いたします。

○議長（福山恵一郎君） 村長。

○村長（櫻井雅洋君） 水道の耐用年数がもうそろそろピークに達しているということなんです、やはりこれ、水というのは生活に欠かせないものでありますので、その辺は対応していかなければならないなと思っております。

事業費が莫大になるから広域連携に入っていく方がいいという話なんです、これについてもやっぱり一長一短はあると思います。その辺はこれから上がってくる問題等、また課題等が来たら、皆さんと協議しながら、私一人ということじゃなくて、皆さんとともに、どうしたらいいかというのを考えながら進めていかなければならないのかなというふうに思っております。

それから、移住・定住の「池田暮らしの七か条」というのを今、読みましたけれども、これは池田町の問題であって、私からはどうのこうのと言うことはないんですが、現に各常会のほうにも移住者が来ているという話は聞いております。それについても、村として、特別こういうふうにしなさいとか、ああいうふうにしなさいとかという指示的なもの、また強制的なものというのは言える立場でないということで、ただ相談に来ればいろいろ相談に乗ってあげるということはできるでしょうけれども、その辺は常会としてやはりきちんと対応していかなければならないのかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（福山恵一郎君） 6番。

○6番（滝沢 仁君） 移住の件ですが、何度も言うように個人個人の問題で、すごく今後、大変な問題が全国で起きている中、新郷村にも起きないとは限りません。だからといって、あなたは入れられないとか、またそういうこともできないのが現状だと思いますが、地域のコミュニティーの方、特に常会と言いましたが、とかともお互いにできるよう理解できるような接し方、その人その人に合った接し方等を役場内でケアしていくべきかと思えます。

あと、水道のほうですが、今まだ話合いのあれが持たれていないということで、ちょっと先

走った質問だったかもしれませんが、今後耐用年数等、また小規模水道等もありますので、そのことも踏まえて議論をしていてもらいたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（福山恵一郎君） 以上で滝沢仁君の一般質問を終わります。

◇ 稲葉嘉浩君

○議長（福山恵一郎君） 次に、1番、稲葉嘉浩君。

○1番（稲葉嘉浩君） おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので質問させていただきます。

まず初めに、新郷村の村税以外の税及び保険料に対する督促手数料の取扱いの現状と今後についてお聞きいたします。

令和5年第1回新郷村議会定例会に上程された付議案件の中に、議案第3号 新郷村税条例の一部を改正する条例案があり、村税に対する督促手数料の廃止が提案されています。

しかし、督促手数料は、村税以外の各種保険料に対しても発生し、徴収されています。

そこで、以下のとおり質問いたします。

1、新郷村の国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料への督促手数料の現在の取扱いは。

2、各保険料の督促手数料につき、村税と同様に廃止を考えているのか。

3、保険料に対する督促手数料の取扱いの今後は。

お答えください。

続きまして、地域住民座談会及び常会長会議の開催の現状と今後についてお聞きいたします。

新郷村では、村と村民の間で、地域住民座談会及び常会長会議が開催されています。

そこで、以下のとおり質問いたします。

1、地域住民座談会及び常会長会議の目的と開催状況（日時、各出席者数等）は。

2、地域住民座談会及び常会長会議において出された村民の意見、あるいは要望の内容は。

3、村民の意見、あるいは要望で実施された案件はあるのか。また、後の村行政に反映された事業はあるのか。

4、地域住民座談会及び常会長会議の今後は。

以上、2点の質問にお答えください。

なお、再質問は自席からさせていただきます。

○議長（福山恵一郎君） 村長。

○村長（櫻井雅洋君） それでは1番、稲葉議員の督促手数料の取扱いについてのご質問にお答えいたします。

督促手数料条例は、新郷村税条例と税外諸収入滞納金督促手数料及び滞納金徴収条例の2つに分かれます。このたび、改正案を提出した税に関する督促手数料の廃止につきましては、来年度から始まる地方税統一QRコード対応納付書発布に当たり、納付に関し不都合が生じるという理由からであります。地方税法においては、納期限から20日以内に督促状を発することと定められておりますので、督促状はこれまでと同様に発布し、それに伴う延滞金については、地方税法に基づき徴収してまいります。

ご質問の介護保険料及び後期高齢者医療保険料につきましては、税外の条例で定められており、保険料に限らず様々な徴収金がこれに該当し、3条に基づき300円の督促手数料を徴収しております。今後につきましては、近隣市町村の動向を見ながら検討してまいりたいと思っております。

次に、地域住民座談会及び常会長会議についてですが、地域住民座談会及び常会長会議の目的と開催状況、日時、各出席者数等については、目的としては広く住民の意見や要望等を聞くことであり、村政に反映していくことを目的としております。

常会長会議は、令和5年2月3日午前11時から行い、常会長44名のうち出席者は38名でした。地域住民座談会は、令和5年2月3日午後6時から西越地区公民館で行い、出席者は12名、2月6日午後6時から北老人福祉センターで行い、出席者数は23名、2月7日午後6時から小坂地区公民館で行い、出席者は14名、2月8日午後6時から美郷館で行い、21名の出席者でありました。

次に、地域住民座談会及び常会長会議において出された住民の意見、あるいは要望の内容についてですが、常会長会議では、建設関係、鳥獣被害について、住民の移動手段等について、常会の電気料金についてと出されました。地域住民座談会では、建設関係、農林課関係、教育関係、村民の移動手段についてと出されました。

次に、村民の意見、あるいは要望で実施された案件はあるのか、また後の村行政に反映され

た事業はあるのかについてですが、常会長から要望された各項目に関しては、昨年度要望された建設課関連の事業等については対処しております。4年度の実施については、できるところから行っていく予定です。また、検討が必要な事業等については、十分、関係機関と内容を精査していく考えがあります。

次に、地域住民座談会及び常会長会議の今後については、常会長会議については、連絡事項や年間報酬の支払いがありますので、今後も継続してまいりたいと思っております。また、地域住民座談会についても、開催時期を検討し継続してまいりたいと思っております。

以上、稲葉議員の答弁とさせていただきます。

○議長（福山恵一郎君） 1番。

○1番（稲葉嘉浩君） 新郷村税条例の第21条には、職員は督促状を発した場合においては、督促状1通につき300円の督促手数料を徴収しなければならないとあります。先ほど、村長より税外諸収入滞納金督促手数料及び延滞金徴収条例というものもあるということですが、今回の新郷村税条例の一部を改正する条例案は、新郷村税条例の21条に基づいて、督促の部分を削除して廃止するということだと思いますが、税外のほうの条例ですけれども、先ほど申し上げた、村長も言っていました税外諸収入滞納金督促手数料及び延滞金徴収条例の1条には、新郷村の分担金、使用料、加入金、手数料、過料及びその他の収入の延滞金督促手数料及び延滞金の徴収は、法令に定めるもののほか、この条例に定めによるというのがあります。また、3条には、督促を発したときは1通につき300円督促手数料を徴収するということです。

つまり、新郷村の村税外の村が徴収する督促手数料及び延滞金等は、この条例が基になり、新郷村後期高齢者医療に関する条例や介護保険条例で、村税と同様、督促手数料は督促状1通につき300円の督促手数料を徴収しなければならないと定めていると思われま。

そこで、お伺いいたします。

今回の村税についての条例改正に当たり、令和5年度からの地方税共通納税システムの対象税目の拡大、QRコードに対応したもので、条例を一部改正するということがありますが、村税の改正に当たり、なぜ村税外の条例についても督促手数料に関する廃止を検討しなかったのか、村税と同様に見直すべきではなかったのか、各保険料に対する条例改正の提案がなされなかった理由をお聞きしたいと思います。

また、地域住民座談会及び常会長会議についてですが、今、出席者のほうで人数を聞きまし

たけれども、西越地区で12名ということ、川代地区では23名、小坂14名、美郷館で21名とありますが、私も4地区中、開催された2つの地区の座談会に出席しました。ほとんどが役場職員と議員で、それを除きますと西越は2名と聞いています。また、美郷館では一般の住民は3名だったと思うんですが、21名という説明がありました。

いずれにしても、開催時期や開催方法の検討が必要だと思います。意見、要望の内容も気になりましたが、何より村長の、中には出席者が少ないと、若い世代の出席者が少ないのが非常に残念に思いました。中には、やめたほうがいいんじゃないかという厳しい意見もありました。

しかし、私は新郷村の未来のためには、新郷村の現状を把握し、村の問題を一緒に考え、村民みんなで理解していただき、村民とともに問題を解決していくためには、村民の生の声を聞く必要不可欠なことだと思います。そして、その内容を村民皆さんが共有する必要があると思います。

そこで、お伺いします。

この地域住民座談会及び常会長会議に出た村民の意見、あるいは要望は、今、建設関係とかいろいろ実行されているということですが、その内容を村民にやっぱり知らせるべきではないかと思いますが、何らかの方法で村民に情報提供することは考えていないのでしょうか。

また、新郷村の各常会では、年に数回、道路普請や道刈り、あるいは各神社のお祭り等、それぞれ住民が集まる機会があると思います。村ではそういう常会の集会を把握しているものではないでしょうか。例えば、その各集会に役場側で出向いて、直接住民の意見、あるいは要望を聞くことはどうでしょうか。可能と考えますか。

○議長（福山恵一郎君） 村長。

○村長（櫻井雅洋君） 先ほど説明したように、税の関係については、税のシステムが変わってきたと。税外のことだけでなく、税のシステムが変わるからこうなんですよ。先ほど言いましたように、その他の税外についても、近隣の町村等を調査しながら今後検討していきたいという説明をいたしました。

それから、住民座談会とか常会長会議の件ですが、確かに人数が少なかったのは否めないと思います。これはコロナ禍によって2年ばかり中止にしている、その辺の周知徹底がいまいちよくなかったのかなという反省点があります。それと、また時期的なものもこれから考えていかなければならない。

そして、村で行われているイベント等については、広報紙なんかを通じて各個人、世帯に配布しておりますが、ただお祭り関係については、これは村の事業でないので、あくまでも三嶽神社のほうのものでありますので、村からはどうのこうのという話ができないと、そういうふうに周知しております。

ですから、それ以外のもの、村で行っているものについては、それなりの情報を提供するような形で広く参加を呼びかけているような状況でございます。

以上です。

○議長（福山恵一郎君） 1 番。

○1 番（稲葉嘉浩君） 地域住民座談会、常会長会議なんですが、今、村の三嶽神社のお祭りということではなくて、各地区で住民が集まる機会があるんですよ。それを村のほうでは把握しているか。もし、村のほうで呼びかけても人が集まらないのであれば、村のほうでそういうのを把握して、出張というか、そういう感じで意見を集約してはどうかということなんですけれども、先ほど申し上げた、中には厳しい意見もありました。私はいろいろな方法を検討していただいて、村民からの意見、要望を皆さんが共有して、一つでも多く実施していただき、村民のための行政を続けていただきたいと思います。

新郷村の村税以外の税及び保険料に対する督促手数料の取扱いの現状と今後ということですが、とにもかくにも村民の不利益とならないよう、介護や後期高齢者医療保険料は、村民にとって村税と同様だと思いますので、督促手数料については早く廃止していただけたらと思います。

今回の条例改正について感じたことは、条例改正について他の関係条例についても精査して整合性を図るように、もっと慎重に検討していただきたい、そう思います。

最後に、今回の税条例の改正に当たり、いろいろな条例を調べたところ、税に関する条例と税外条例の延滞金の割合、パーセントが違いますけれども、何か理由があるのでしょうか。税外諸収入滞納金督促手数料及び延滞金徴収条例が、附則でこの条例は平成元年4月1日から施行するとあり、他の条例と違い、ずっと改正されていないように思いますが、それはなぜなのでしょう。お答えいただけますか。

○議長（福山恵一郎君） 村長。

○村長（櫻井雅洋君） その辺の詳しいことは、担当課のほうから話ささせていただきたいと

思います。

○議長（福山恵一郎君） 税務課長。

○税務課長（戸田ひとみ君） 今、稲葉議員のご質問にお答えします。

今のご質問は、税外の延滞金の質問だと思いますので、税に関しては14. ……ちょっと幾らだったかに決められているんですが、それが毎年11月30日、国のほうで決められた特例基準割合というのが公表されまして、人事院勧告があり、11月30日と決まっているんですけども、特例基準割合というものが発表されます。それに伴い、現在は7.3であると認識しています。ちょっとすみません、税に関して今はっきりした数字は申し上げられないんですが、7.3と、特例基準割合、毎年改正になっていますので、ちょっと10.幾らというのは税のほうでは把握はしていません。

税外の改正については、税で行っているものではありませんので、私、この今回の質問は分かりません。

○議長（福山恵一郎君） 今の答弁でいいか。

（「議長、休憩」の声あり）

○議長（福山恵一郎君） 暫時休憩します。

（午前10時53分）

○議長（福山恵一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時56分）

○議長（福山恵一郎君） 村長。

○村長（櫻井雅洋君） 税の率というのは、村独自で定めているものではないと。これ条例については、昭和37年に定めて、それ以来、ずっと同じ率で来ているということから、特段、変える必要もなく現在に至っているということだと思いますので、ご理解願いたいと思います。

○議長（福山恵一郎君） 以上で稲葉嘉浩君の一般質問を終わります。

◇ 細川真理子君

○議長（福山恵一郎君） 次に、7番、細川真理子君の発言を許します。

○7番（細川真理子君） 皆さん、おはようございます。

7番、細川でございます。議長のお許しをいただき、一般質問をさせていただきます。

新郷村にも春が来ました。温泉館の玄関に桜の花が咲いています。柔らかなほんのり甘い香りのピンクの花です。思わず、ぎしぎしした心が穏やかになりました。

日頃、村長のリーダーシップの下、村民のために尽力を尽くしてくれている職員の皆様方に感謝申し上げます。今後とも、より一層のご尽力をよろしくお願いいたします。

それでは、本題に入らせていただきます。

件名、介護サービスについて。

要旨、村内の介護事業所の事業停止による今後の介護サービスは。

要旨明細、新郷村の高齢化率は、令和5年1月末で50%となりました。2人に1人が65歳以上の高齢者ではあるが、新郷村は農業の村ということもあり、元気な高齢者がたくさんいるため、悲観することではないとは思っております。

ただ、介護保険の認定者、つまり介護が必要な方の数は、令和元年度末163名、令和2年度末170名、令和3年度末178名と、年々増加していることと聞いている。それに対し、村内の介護事業所が事業停止したり、廃止したりと、村民が在宅で受けられる介護サービスが減っているため、施設の利用が増えていると聞いている。住み慣れたうちで最期まで暮らしたいという方々の思いをかなえるよう、働きが必要と思われませんが、村長はどのようにお考えかお伺いいたします。

なお、再質問は自席とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（福山恵一郎君） 村長。

○村長（櫻井雅洋君） それでは、7番、細川議員の介護サービスについてのご質問にお答えいたします。

新郷村の介護保険の現状は、細川議員の指摘するとおりであります。村内の在宅サービスを提供する事業所は、デイサービスが1か所、ケアプランを作成する居宅介護支援事業所2か所ありますが、そのうちの1事業所が休止状態のため、現在、利用できる事業所は1事業所のみとなっております。令和4年3月にヘルパー事業所も廃止となり、在宅の利用者を支えるサービスが厳しい状況にあります。

事業所の再開は、新たな立ち上げのためには、専門的な資格を有している人材が必要であり、

その確保や人材育成が課題となり困難な状況であります。そのような状況の中でも、住民の方が十分にサービスを利用できるように、近隣市町村の事業所や介護保険以外のサービスの活用等も考慮しながら、サービスの提供に努めています。

現在、第9期介護保険事業計画策定に向けニーズ調査を実施し、集計作業を実施しているところです。村としても、村民の気持ちに寄り添うとともに、施設サービス料の増加に伴う介護保険料の負担増なども考え、今後どのような対策ができるのか、皆様のご意見を聞きながら検討していきたいと考えております。

以上、細川議員の質問にお答えします。

○議長（福山恵一郎君） 7番。

○7番（細川真理子君） 介護については、いろいろと難しいことだとは思いますが、避けては通れないことだと思います。ぜひ前向きに考えていただきたいと思います。

私ごとでございしますが、私も在宅に介護者を抱えている身ではあります。そしてまた、私の母も在宅で弟の嫁が介護してくれている状況であります。うちで介護をしていくには、介護者が1人で抱え込んでしまわないよう、様々なサービスを利用していかないと、続けていくのはとても困難なことだと思います。現に、鬱状態になったり、笑いが少なくなったり、そういう方々がたくさんおります。

どうか、最期までうちにいたいという高齢者の思いをかなえるべく、また介護者の負担を少しでも軽くしてあげて、笑った在宅介護を続けていけるように、サービスの充実が図れるように、関係各所と連携を取ってぜひ進めていただきたいと再度思いますが、どうでしょうか。

○議長（福山恵一郎君） 村長。

○村長（櫻井雅洋君） 細川議員の言うとおりでと思います。やはり、この村に住んで、この村でやはり最期という形が一番いいのかなと思っております。施設とかということではなく、できる限りのことを検討しながら前向きに進めていきたいなど、そう考えております。

○議長（福山恵一郎君） 7番。

○7番（細川真理子君） 村長も私の考えと同じだと思って安心していました。

5年後、10年後と介護というのは長くかかると思っております。それに対して、優しい手厚いサービスができますよう皆様からの知恵をいただき、みんなが一手一つ、一丸となって協力し合いながら進めてくださるよう、前向きに考えていただきたいと思います。

最後に、新郷村に生まれてよかった、新郷村で生活できて幸せだったと日々笑って暮らせる村づくりにしたいと思います。村長、よろしく願いいたします。

終わります。

○議長（福山恵一郎君） 以上で細川真理子君の一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（福山恵一郎君） これで本日の議事日程は終了しました。

来る10日は午前10時から会議を開きます。

本日はこれで散会します。

ご苦労さまでした。

(午前11時06分)

第 3 日 (3月10日)

令和5年第1回新郷村議会定例会

令和5年3月10日（金曜日）午前10時01分開議

議事日程（第3号）

- 日程第 1 議案第 1号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
「令和4年度新郷村一般会計補正予算（第7号）」
- 日程第 2 議案第 2号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び青森県市町村総合事務組合の規約の変更について
- 日程第 3 議案第 3号 新郷村税条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 4 議案第 4号 新郷村定住促進住宅設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 5 議案第 5号 新郷村若者定住促進住宅設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 6 議案第 6号 新郷村道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 7 議案第 7号 新郷村立公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 8 議案第 8号 新郷村文化財保護条例の全部を改正する条例案について
- 日程第 9 議案第 9号 令和4年度新郷村一般会計補正予算（第8号）案について
- 日程第10 議案第10号 令和4年度新郷村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）案について
- 日程第11 議案第11号 令和4年度新郷村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）案について
- 日程第12 議案第12号 令和4年度新郷村介護保険特別会計補正予算（第4号）案について
- 日程第13 議案第13号 令和4年度新郷村国民健康保険診療所特別会計補正予算（第5号）案について
- 日程第14 議案第14号 令和4年度新郷村簡易水道特別会計補正予算（第3号）案について

て

日程第15 議案第15号 令和4年度新郷村特定環境保全公共下水道特別会計補正予算（第3号）案について

日程第16 議案第16号 令和4年度新郷村農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）案について

日程第17 議案第17号から議案第24号まで（予算特別委員長報告）

日程第18 議案第25号 （村長提出・提案理由説明）

日程第19 議案第25号 村有財産の無償貸付けの契約について

日程第20 議案第26号 発議第1号 新郷村議会の個人情報の保護に関する条例案について

て

日程第21 陳情審査報告について

日程第22 議員派遣の件について

日程第23 委員会の閉会中の継続調査について

本日の会議に付した事件

議事日程第3号に同じ

出席議員（8名）

1番	稲葉嘉浩君	2番	永野範英君
3番	才神幸男君	4番	横道一男君
5番	村岡和俊君	6番	滝沢仁君
7番	細川真理子君	8番	福山恵一郎君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定による者の職氏名

村長 櫻井雅洋君 副村長 横田堅悦君

教 育 長	岡 田 稔 君	総 務 課 長	高 村 郁 子 君
会 計 管 理 者	桜 井 真 紀 子 君	企 画 商 工 長	櫻 臺 博 明 君
農 林 課 長	高 見 憲 一 君	観 光 課 長	福 山 徹 君
税 務 課 長	戸 田 ひとみ 君	建 設 課 長	中 鶴 間 淳 子 君
厚 生 課 長	沢 口 くみ子 君	住 民 課 長	工 藤 勝 志 君
		診 療 所 事 務 長	

職務のため出席した者の氏名

議 事 務 局 会 長	本 間 由 美 子 君	主 査	福 山 拓 史 君
-------------	-------------	-----	-----------

◎開議の宣告

○議長（福山恵一郎君） おはようございます。

定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

（午前10時01分）

◎議案第1号の質疑、討論、採決

○議長（福山恵一郎君） 日程第1、議案第1号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて「令和4年度新郷村一般会計補正予算（第7号）」を議題といたします。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福山恵一郎君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福山恵一郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第1号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第1号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（福山恵一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の質疑、討論、採決

○議長（福山恵一郎君） 日程第2、議案第2号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び青森県市町村総合事務組合の規約の変更についてを議題といたします。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(福山恵一郎君) 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(福山恵一郎君) 討論なしと認めます。

これから議案第2号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第2号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(福山恵一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の質疑、討論、採決

○議長(福山恵一郎君) 日程第3、議案第3号 新郷村税条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(福山恵一郎君) 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(福山恵一郎君) 討論なしと認めます。

これから議案第3号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第3号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(福山恵一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の質疑、討論、採決

○議長(福山恵一郎君) 日程第4、議案第4号 新郷村定住促進住宅設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(福山恵一郎君) 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(福山恵一郎君) 討論なしと認めます。

これから議案第4号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第4号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(福山恵一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の質疑、討論、採決

○議長(福山恵一郎君) 日程第5、議案第5号 新郷村若者定住促進住宅設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(福山恵一郎君) 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(福山恵一郎君) 討論なしと認めます。

これから議案第5号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第5号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(福山恵一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号の質疑、討論、採決

○議長(福山恵一郎君) 日程第6、議案第6号 新郷村道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(福山恵一郎君) 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(福山恵一郎君) 討論なしと認めます。

これから議案第6号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第6号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（福山恵一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号の質疑、討論、採決

○議長（福山恵一郎君） 日程第7、議案第7号 新郷村立公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福山恵一郎君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福山恵一郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第7号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第7号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（福山恵一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号の質疑、討論、採決

○議長（福山恵一郎君） 日程第8、議案第8号 新郷村文化財保護条例の全部を改正する条例案についてを議題といたします。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福山恵一郎君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(福山恵一郎君) 討論なしと認めます。

これから議案第8号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第8号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(福山恵一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

◎議案第9号の質疑、討論、採決

○議長(福山恵一郎君) 日程第9、議案第9号 令和4年度新郷村一般会計補正予算(第8号)案についてを議題といたします。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(福山恵一郎君) 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(福山恵一郎君) 討論なしと認めます。

これから議案第9号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第9号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(福山恵一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

◎議案第10号の質疑、討論、採決

○議長（福山恵一郎君） 日程第10、議案第10号 令和4年度新郷村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）案についてを議題といたします。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福山恵一郎君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福山恵一郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第10号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第10号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（福山恵一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

◎議案第11号の質疑、討論、採決

○議長（福山恵一郎君） 日程第11、議案第11号 令和4年度新郷村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）案についてを議題といたします。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福山恵一郎君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(福山恵一郎君) 討論なしと認めます。

これから議案第11号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第11号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(福山恵一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

◎議案第12号の質疑、討論、採決

○議長(福山恵一郎君) 日程第12、議案第12号 令和4年度新郷村介護保険特別会計補正予算(第4号)案についてを議題といたします。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(福山恵一郎君) 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(福山恵一郎君) 討論なしと認めます。

これから議案第12号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第12号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(福山恵一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

◎議案第13号の質疑、討論、採決

○議長（福山恵一郎君） 日程第13、議案第13号 令和4年度新郷村国民健康保険診療所特別会計補正予算（第5号）案についてを議題といたします。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福山恵一郎君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福山恵一郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第13号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第13号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（福山恵一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

◎議案第14号の質疑、討論、採決

○議長（福山恵一郎君） 日程第14、議案第14号 令和4年度新郷村簡易水道特別会計補正予算（第3号）案についてを議題といたします。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福山恵一郎君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福山恵一郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第14号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第14号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(福山恵一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

◎議案第15号の質疑、討論、採決

○議長(福山恵一郎君) 日程第15、議案第15号 令和4年度新郷村特定環境保全公共下水道特別会計補正予算(第3号)案についてを議題といたします。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(福山恵一郎君) 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(福山恵一郎君) 討論なしと認めます。

これから議案第15号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第15号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(福山恵一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

◎議案第16号の質疑、討論、採決

○議長(福山恵一郎君) 日程第16、議案第16号 令和4年度新郷村農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)案についてを議題といたします。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(福山恵一郎君) 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(福山恵一郎君) 討論なしと認めます。

これから議案第16号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第16号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(福山恵一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

◎議案第17号から議案第24号までの委員長報告、質疑、討論、採決

○議長(福山恵一郎君) 日程第17、議案第17号から議案第24号までの8件を一括議題といたします。

予算特別委員長の報告を求めます。

委員長、才神幸男君。

○予算特別委員長(才神幸男君) それでは、審査の結果について申し上げます。

この予算特別委員会は全員をもって構成されていますので、審査内容についてはご承知のとおりであります。

委員会審査報告書については、お手元に配付のとおりであります。

令和5年度新郷村一般会計予算案及び各特別会計予算案は、全て原案可決であります。

以上、報告いたします。

○議長(福山恵一郎君) ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(福山恵一郎君) 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(福山恵一郎君) 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第17号から議案第24号までの8件に対する委員長の報告は、いずれも原案可決すべきものであります。

委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(福山恵一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第17号から議案第24号までの8件は委員長報告のとおり決定されました。

◎議案第25号の上程、説明

○議長(福山恵一郎君) 日程第18、議案第25号を上程いたします。

村長から提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長(櫻井雅洋君) それでは、令和5年第1回新郷村議会定例会の追加提案の説明を申し上げます。

追加提案いたしました議案についてご説明申し上げます。

議案第25号 村有財産の無償貸付けの契約については、村有財産を医療法人、仁泉会に無償貸付けするため、地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会の議決を要するため提案するものであります。

何とぞ慎重ご審議の上、原案どおり御議決賜りますようお願い申し上げます。

◎議案第25号の質疑、討論、採決

○議長（福山恵一郎君） 日程第19、議案第25号 村有財産の無償貸付けの契約についてを議題といたします。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福山恵一郎君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福山恵一郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第25号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第25号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（福山恵一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

◎議案第26号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（福山恵一郎君） 日程第20、議案第26号 発議第1号 新郷村議会の個人情報の保護に関する条例案についてを議題といたします。

提出者から説明を求めます。

滝沢仁君。

○6番（滝沢 仁君） 議案第26号 発議第1号 新郷村議会の個人情報の保護に関する条例案について。

地方自治法第112条及び会議規則第14条第3項の規定により別紙のとおり提出する。

提案理由。

新たな個人情報保護法の施行に伴い、新郷村議会の個人情報の保護に関する必要な事項を定

める必要が生じたため、本条例の制定について提案するものである。

令和5年3月10日。

提出者、新郷村議会運営委員会委員長、滝沢仁。

賛成者、新郷村議会運営委員会副委員長、才神幸男。

○議長（福山恵一郎君） これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福山恵一郎君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（福山恵一郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第26号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第26号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（福山恵一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第26号は原案のとおり決定しました。

◎陳情審査報告の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（福山恵一郎君） 日程第21、陳情審査報告についてを議題といたします。

総務常任委員長の報告を求めます。

総務常任委員長、村岡和俊君。

○総務常任委員長（村岡和俊君） ご報告いたします。

総務常任委員会に付託された陳情について審査した結果は、お手元に配付した陳情審査報告書のとおりであります。

以上、報告を終わります。

○議長（福山恵一郎君） ただいまの報告に対し、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(福山恵一郎君) 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(福山恵一郎君) 討論なしと認めます。

陳情審査報告についてを採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(福山恵一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、委員長報告のとおり決定しました。

お諮りいたします。

ただいま決定されました陳情審査報告書の提出方法につきましては、議長に一任願います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(福山恵一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、そのとおり決定しました。

◎議員派遣の件について

○議長(福山恵一郎君) 日程第22、議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りいたします。

議員派遣については、会議規則第120条の規定により、お手元に配付しました別紙のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(福山恵一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件については別紙のとおり決定されました。

◎委員会の閉会中の継続調査について

○議長（福山恵一郎君） 日程第23、委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

総務常任委員長から、総務、厚生、財政、教育及びこれらに関する事項の調査、産業建設常任委員長から、農林、商工、公有林野、土木建築及びこれらに関する事項の調査、議会運営委員長から、本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項の調査について、それぞれ閉会中の継続調査の申出があります。

各委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（福山恵一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

本定例会に付議された事件は全て終了しました。

これで本日の会議を終了いたします。

（午前10時27分）

◎村長挨拶

○議長（福山恵一郎君） 村長から挨拶があります。

村長。

○村長（櫻井雅洋君） 議長のお許しを得ましたので、一言ご挨拶申し上げます。

議会閉会に当たりまして、一言お礼のご挨拶を申し上げます。

3日から始まった令和5年第1回新郷村議会定例会にご提案申し上げました全ての議案、ご承認いただきまして、誠にありがとうございました。

本定例会は、新年度予算が主な議案でありましたが、特に物価や光熱水費高騰により事務的経費の増額が財政を圧迫しております。村の生命線である地方交付税は微増の見込みであります。財源不足は依然として改善することは難しいが、中でも村の発展を目指し、事業を精査しながら取り組んでいかなければなりません。有利な補助事業や財源を確保しながら、職員

共々検討を重ね、停滞することなく邁進していきたいと考えております。

令和5年が新郷村にとって飛躍の年となるよう、本定例会において議員皆様からいただいたご意見やご要望等を研さんし、村政に反映されるよう努めてまいりたいと思っております。

まだまだ春が遠いような気がしております。また、これから田植えの準備で忙しくなると思いますが、議員の皆様にはコロナ対策に心がけ、新しい生活様式を基本に健康、体調に十分留意され、さらなるご活躍とご繁栄をお祈り申し上げ、挨拶といたします。

本日は誠にありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（福山恵一郎君） 令和5年第1回新郷村議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(午前10時30分)

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

議案番号	件名	審査の結果
議案第17号	令和5年度新郷村一般会計予算案について	原案可決
議案第18号	令和5年度新郷村国民健康保険特別会計予算案について	〃
議案第19号	令和5年度新郷村後期高齢者医療特別会計予算案について	〃
議案第20号	令和5年度新郷村介護保険特別会計予算案について	〃
議案第21号	令和5年度新郷村国民健康保険診療所特別会計予算案について	〃
議案第22号	令和5年度新郷村簡易水道特別会計予算案について	〃
議案第23号	令和5年度新郷村特定環境保全公共下水道特別会計予算案について	〃
議案第24号	令和5年度新郷村農業集落排水事業特別会計予算案について	〃

令和5年3月10日

予算特別委員長 才神 幸男

新郷村議会議長 福山 恵一郎 殿

陳情審査報告書

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり会議規則第94条第1項の規定により報告します。

受理 番号	陳情 番号	付 託 年 月 日	件 名	審査の結果
1	1	令和5年 2月28日	民主主義・立憲主義の基盤である思想・良心の自由、請願 権等を守る為の陳情	不 採 択

令和5年3月10日

総務常任委員長 村岡 和俊

新郷村議会議長 福山 恵一郎 殿

議員派遣の件

令和5年3月10日

本議会は、地方自治法第100条第13項及び新郷村会議規則第120条の規定により、次のとおり議員を派遣するものとする。

1 五戸地区議会議員協議会役員会

- (1) 目的 定時総会及び研修会開催の協議のため
- (2) 派遣場所 五戸町
- (3) 期間 令和5年3月22日(水)
- (4) 派遣議員 副議長及び総務常任委員長

2 五戸地区議会議員協議会総会及び研修会

- (1) 目的 広域行政における町村自治の振興発展を図るため
- (2) 派遣場所 五戸町
- (3) 期間 令和5年4月下旬予定
- (4) 派遣議員 議員全員

3 全国町村議会議長会・正副議長研修会

- (1) 目的 全国町村議会議長会主催による議会に関する研修会
- (2) 派遣場所 東京都
- (3) 期間 令和5年5月23日(火)
- (4) 派遣議員 副議長

4 青森県町村議会議長会県下町村議会議員研修会

- (1) 目的 青森県町村議会議長会主催による議会に関する研修会
- (2) 派遣場所 青森市
- (3) 期間 令和5年7月19日(水)
- (4) 派遣議員 議員全員

- 5 三戸郡町村議会議長会正副議長・事務局長研修会
 - (1) 目 的 三戸郡町村議会議長会主催による議会に関する研修会
 - (2) 派遣場所 八戸市
 - (3) 期 間 令和5年7月予定
 - (4) 派遣議員 副議長

- 6 青森県町村議会議長会・議長、副議長及び事務局長研修会
 - (1) 目 的 議会の制度運営等に関する研修会
 - (2) 派遣場所 青森市
 - (3) 期 間 令和5年10月26日(木)
 - (4) 派遣議員 副議長

- 7 三戸郡町村議会議員研修会
 - (1) 目 的 三戸郡町村議会議長会主催による研修会
 - (2) 派遣場所 三戸郡町村議会議長会で決定した場所
 - (3) 期 間 令和5年10月下旬予定
 - (4) 派遣議員 議員全員

- 8 五戸地区議会議員協議会調査研修会
 - (1) 目 的 五戸地区議会議員協議会主催による調査研修会
 - (2) 派遣場所 五戸地区議会議員協議会で決定した場所
 - (3) 期 間 五戸地区議会議員協議会で決定した年月日
 - (4) 派遣議員 議員全員

- 9 八戸圏域連携中枢都市圏形成促進議員連盟研修会
 - (1) 目 的 八戸圏域連携中枢都市圏形成促進議員連盟主催による研修会
 - (2) 派遣場所 八戸圏域連携中枢都市圏形成促進議員連盟で決定した場所
 - (3) 期 間 八戸圏域連携中枢都市圏形成促進議員連盟で決定した年月日

(4) 派遣議員 議員全員

10 新郷村議会県外行政調査研修

(1) 目的 議会議員の知識見聞の習得の為の先進地視察研修会

(2) 派遣場所 議会で決定した場所

(3) 期間 議会で決定した年月日

(4) 派遣議員 議員全員

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 5年 6月 9日

議 長 福山 恵一郎

署 名 議 員 才神 幸男

署 名 議 員 永野 範英